

平成22年度 事業計画

平成22年度事業計画については、平成19年度に見直しを行った多摩市第2次地域福祉活動計画の最終年度となり、後期実施計画に沿った計画とします。

I 住民福祉活動の推進

1 住民ニーズの把握と福祉意識の高揚

(1) 住民ニーズ調査の実施 [継続]

地域の実情や福祉課題を明らかにするために、住民や関係機関・団体の協力を得て、地域懇談会及び（仮称）地域福祉推進委員会を開催し、第3次地域福祉活動計画策定に繋がります。

(2) 地域住民懇談会の実施 [継続]

再掲 【3-地域福祉活動ネットワークの推進】

(3) 福祉に関する講座・勉強会の開催 [継続]

市内エリアごとに、市民に「福祉」への関心と理解を深め、また地域の人材育成に繋がっていくために、講座や勉強会をボランティアセンターと連携し開催します。

2 小地域福祉活動の推進

(1) 地域活動ボランティアの育成と組織化 [継続]

市内エリアごとに、ボランティアセンターと連携し、公的サービス等の既存サービスに馴染まないニーズに柔軟に対応できる地域ボランティアの発掘・組織化を支援し、「たすけあい有償活動」とともに、地域の見守りネットワークの推進に繋がります。

(2) ふれあい・いきいきサロンの推進 [継続]

小地域福祉活動を進めるにあたり、住民主体で行うサロン活動の推進を重点的に行い、住民にとって身近な福祉的な課題を、住民自ら解決する仕組みを作って「安心して暮らせるまちづくり」をめざします。

(3) 小地域福祉活動のPRの実施 [継続]

小地域福祉活動の紹介や、ふれあい・いきいきサロンのPRの場所を拡大し、ふくしだより、社協ホームページ等により市民への周知を図ります。

(4) たすけあい有償活動の実施 [継続]

地域住民の支えあい活動として地域展開します。地域ボランティア活動や関係機関（民生委員、包括支援センター等）と連携を図り、見守りネットワークの構築に繋がります。

また、協力員の懇談会や研修会、人材確保に繋げるための講座等を実施します。

(5) 福祉団体への助成・支援

① 福祉団体への補助金交付については、対象団体と連携しながら、助成・支援を行います。 [継続]

② 小規模福祉施設については、引き続き、各種福祉活動に対する助成を行いません。 [継続]

(6) 地域福祉振興助成事業 [継続]

自治会や住宅管理組合で行う福祉活動事業に対する助成を行います。

3 地域福祉活動ネットワークの推進

(1) 地域懇談会の開催 [レベルアップ]

地域住民自らが地域の福祉課題・ニーズを発掘し共有化するため、自治会、住宅管理組合、福祉団体、ボランティア団体、包括支援センター、民生委員、社協役員等による地域懇談会を開催します。第2次地域福祉活動計画最終年度にあたり、残り4エリアでの実施に向け、社協役員との連携を強化し、それぞれの地域で取り組みが活発に行われ、各種講座や研修会等が開催できるよう、財政的な措置を各エリア毎に実施していきます。

(2) 地域福祉推進委員会の設置 [レベルアップ]

地域における福祉課題・ニーズは多種多様であり、把握した福祉課題・ニーズを地域住民とともに共有化し更には、地域住民自らが地域の活動に主体的に参画し、関係機関・団体等との協働により課題解決に結びつけていくとともに、その活動の和をひろげるために（仮称）地域福祉推進委員会を設置していきます。現在3地域（エリア）で定期的に委員会を開催しておりますが、上記地域懇談会から随時地域福祉推進委員会への移行を支援していきます。

(3) 諏訪支部の設置場所の見直しと運営体制の充実 [継続]

諏訪支部社協の組織、運営体制を検討していましたが、近年福祉を取り巻く環境が大きく変化している状況を踏まえ、更に検証を行いながらまた、東永山複合施設（多摩市学校跡地の恒久活用）の動向に注視し、今後他地域での活動の拠点のあり方を含め引き続き運営の充実に努めていきます。

4 普及・啓発等事業

(1) 広報誌の発行 [継続]

「ふくしだより」及び視覚障がい者向け「声のふくしだより」を発行します。合わせて今後に向けた広報のあり方、内容について検討していきます。

年各7回程度の発行

また、「福祉ショップ」では、社協の情報発信基地としてパンフレット、相談窓口の充実を図ります。

(2) 総合福祉センターでのイベントの開催 [継続]

社会福祉協議会や総合福祉センターのPRと地域住民への福祉の啓発を目的としたイベントを開催します。

5 資金貸付等事業

(1) 「小口資金」の貸付を実施します。 [継続]

(2) 「生活福祉資金」の貸付を実施します。 [継続]

(3) 「福祉援護費」の支給を実施します。 [継続]

(4) 「生活安定化総合対策事業」を実施します。 [継続]

II ボランティア・市民活動の推進

1 ボランティアセンターの機能強化

(1) 運営体制の拡充 [レベルアップ]

運営委員会に担当委員制を導入し、運営委員と職員が一体となって、市民ニーズに即した事業展開を図ります。

(2) 活動拠点の整備・拡充 [レベルアップ]

多くの市民が立寄り易い場所での新たな出張相談の開催とボランティアコーナーの設置について検討・実施していきます。

(3) 連絡調整・ネットワーク機能の強化 [レベルアップ]

市民活動を支援する他の中間支援組織等と定期的に情報交換し、課題共有・解決に向けた連携強化のため、講座等の協働実施について検討実施を図ります。

(4) 相談・マネジメント機能の強化 [レベルアップ]

ボランティアを必要としている方々（個人・施設等）からの様々なニーズに迅速に
応えていくために、ボランティア活動者の情報を適切に管理し、コーディネート力を
高めていきます。

また、自治会・住宅管理組合、老人クラブ、サロン団体などの地域団体や企業・学
校等のニーズに合わせて、多くのボランティア及び関係団体と事業連携を図りながら、
積極的に地域に出向いて出前講座等を実施していきます。

(5) 普及・啓発機能の強化 [レベルアップ]

ボランティア・市民活動の幅広い情報を収集し、市民ニーズに合わせた情報を発信
していくため、ホームページやボランティア通信のさらなる内容の充実を図ります。

また、普及啓発イベントとして、ボランティアまつりの拡充を図ります。

(6) 多様な人材育成プログラム開発の推進 [レベルアップ]

地域福祉の視点に立ち、住民主体の助け合い・支えあい活動を担う地域活動ボラン
ティア、災害ボランティア、ボランティア相談員などの人材の発掘・育成を積極的に
行っていきます。同時に、ボランティア団体への活動支援や事業連携を図り、地域に
おけるボランティア・市民活動の一層の拡充に努めます。

(7) 財源の再構築 [継続]

平成 21 年度に実施したチャリティ事業を検証し、そのあり方を含めて、自己財源
確保に努めます。

Ⅲ 福祉サービス利用支援

1 権利擁護事業の充実・利用の促進

(1) 権利擁護事業の充実【レベルアップ】

福祉サービス・成年後見制度の利用支援、後見人・保佐人・補助人の活動支援、
そして講演会や出張説明会等による成年後見制度を含む権利擁護事業の普及
啓発について充実を図ります。

(2) 包括的なサービス提供への取組み【新規】

市民ニーズの高い成年後見制度の利用支援について、メニューの拡充に向けた
検討を行います。また、権利擁護事業の中で未整備となっている業務について、
市をはじめ関係機関と連携して事業化に向けた取組みを推進します。

2 相談・情報提供機能の充実 [レベルアップ]

福祉機器展示コーナーを介護保険法・障害者自立支援法及び日常生活用具の給付事業等の制度の変化に対応した、利用者にとってわかりやすい、利用しやすいものとし、また、より多くの最新の情報を常に収集することで、情報提供機能の充実を図ります。「障がい者とともにひとときの和」で体験させる機器の展示も行います。

さらに、総合相談窓口を充実し、福祉に関する一般相談をはじめ、「ふくし法律相談」「聞こえと補聴器の相談」など、専門機関等と連携して行う「専門相談」の充実を図り、総合相談機能を高めていきます。また、「聞こえと補聴器の相談会」については、社会福祉協議会独自で開催し、ニーズに応じていきます。「地域住民安心ネットワーク事業」との展開と合わせて、民生委員、地域包括支援センターとの連携を強化しながら、身近な地域での相談支援体制を確立し、ニーズにより「聞こえと補聴器の相談会」も実施していきます。

3 相談支援事業 [継続]

マネジメント機能の充実を図るため、障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業者として、相談支援専門員の確保・レベルアップを図り、障害福祉サービスの利用のための支援や調整を行います。「地域活動支援センターⅠ型」の受託について多摩市と継続して協議・調整していきます（再掲）

IV 在宅福祉サービスの見直し・推進

1 すぎなの友生活訓練所の受託運営事業 [継続]

受託事業として9年目にあたり、引き続き事業運営の充実と安定に努めるとともに、今後の施設のあり方について、継続して市と協議検討していきます。

2 老人福祉センター事業（受託事業） [レベルアップ]

文化・教養事業の充実はもとより、新たに健康維持・増進のための、市役所高齢支援課で実施する介護予防事業の委託を受け、趣味・生きがづくりや社会参加

の促進を図ります。また、まちづくり推進係やボランティアセンターと連携し、ボランティアやサポーターを養成しながら、身近な地域でも恒常的に実施できるよう、その仕組みづくりに取り組みます。大江戸ダンスに代わる多摩市社会福祉協議会オリジナルの音楽とダンスを作成し、地域に講師を派遣し、健康維持・増進の普及を図ります。

パソコン教室については、夜間コースも設定を行い、昼間利用できない方のニーズにも対応します。申込者の多いコースは見直しを図り、ニーズの多いコースに内容変更を行います。

- [施設] 風呂、休憩室、談話室、音楽活動室、ビリヤードコーナー、その他
- [事業] 寿大学・・・英会話、書道、キーボード、パソコン、ペン字、陶芸、
絵手紙、料理教室、その他
- 健康推進事業・・・筋力向上体操、口腔体操、水中運動、
らくらく運動、その他
- 介護予防事業・・・内容は未定（4事業について提案を行う）

3 通所介護（デイサービス）事業（受託事業） [継続]

介護保険法に基づく通所介護事業において、利用者に対して居宅サービスを提供することによって、本人及び家族の福祉の向上を図ります。今後の委託の有り方について多摩市と引き続き協議をすすめます。

- [事業] 日常生活訓練、創作活動、会話等の社会適応訓練、給食サービス、
入浴サービス、送迎サービス、口腔ケアサービス、その他

4 障害者福祉センター事業（受託事業） [レベルアップ]

障がい者に対し、健康の推進、教養の向上、レクリエーション等の事業を行なうことによって、生きがいつくりや社会参加の促進を図ります。また、障がい者（児）を対象とした水中機能訓練等を実施し、身体機能の低下や麻痺等の方に対し、改善や社会参加を図ります。引き続き「障がい者理解推進事業」として「障がい者とともにひとときの和」を充実し、実施していきます。パソコン教室については、土曜日コースに加え、夜間コースも新たに設置し、障がい者ニーズに応じていきます。

さらに、平成22年度中には、多摩市と協議を行い、「地域活動支援センターI型」の受託について市と協議・調整を行っていきます。

[事業] 体操教室、陶芸教室、パソコン教室、水中機能訓練、専門相談、障がい者と共にひとときの和（障がい者理解推進事業）、その他

5 在宅障がい者デイサービス事業（受託事業） [継続]

在宅の障がい者に対し、生活の改善、身体機能の維持向上また、自立と社会参加を促進するために、個々のニーズに対応したコースを設定し、リハビリテーション機能を強化し、より機能の向上、本人及び家族の福祉の向上を図ります。この事業は「地域活動支援センターI型」の受託について、多摩市と協議を行います。（再掲）事業の実施について継続して協議します。

[事業] 機能回復訓練、会話等の社会適応訓練、創作的活動、入浴サービス、給食サービス、健康指導、送迎サービス、その他

6 通所入浴サービス事業（受託事業） [継続]

障がい者及び高齢者を対象とし、自宅で入浴が困難な他のサービスに該当しない方に通所入浴サービスを提供することによって本人及び家族の福祉の向上を図ります。この事業は「地域活動支援センターI型」の受託について、多摩市と協議を行います。（再掲）事業の実施について継続して協議します。

7 移動支援事業（地域生活支援事業、視覚障がい者ガイドヘルパー派遣事業）

[継続]

地域生活支援事業所として、視覚障がい者の移動支援事業を実施します。

8 コミュニケーション支援事業の受託（地域生活支援事業、手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業） [継続・レベルアップ]

在宅の聴覚障がい者へ、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。また、聴覚障がい者等が参加する市内に事務所を有する公的団体・福祉団体等が主催する行事等に派遣します。また、新たに市事業の支払の事務を追加で受託します。

V 運営の基盤整備

1 透明性のある組織体制の確立

(1) 事業の進行管理と事業評価の実施・充実 [継続]

地域福祉活動計画推進委員会において、多摩市第2次地域福祉活動計画に示した事業の進捗状況を確認するとともに、事業評価制度をさらに充実させ、事業を総合的に評価し、取り組んでまいります。

(2) 情報発信機能の強化 [継続]

ホームページのリニューアルを検討し、タイムリーにより詳しい情報の提供に努めます。

また、多摩テレビなどのメディアを活用し、事業等の案内を行います。

さらに、パンフレットスタンドを設置している市内各施設や福祉協力店や「ふくしだより」や福祉大会等を通じて、積極的に情報を提供します。

多摩センター駅前に開設した「福祉ショップ」においてもパンフレットラックを活用し、情報発信や啓発活動を行います。

(3) 会員拡大のための取り組みの強化 [継続]

未加入の自治会、住宅管理組合、地域団体、企業へ会員加入の働きかけを強化します。また、地域での説明会や事業紹介等を通して、社会福祉協議会の活動を理解していただく機会を増やし、会員の拡大を図ります。

(3) 役員体制・機能の充実と強化 [継続]

平成20年4月組織体制の変更後の役員体制のあり方について検証するとともに、役員選出方法の見直し、部会と委員会の役割を明確にします。

(5) 苦情解決対応 [継続]

苦情解決への対応を適正に行うため、苦情解決規程に基づき、職員研修を実施するとともに第三者委員を引き続き配置します。

2 事務局体制の強化

(1) 事務局体制・機能の充実と強化 [継続]

平成 20 年 4 月に組織の再編を行いました。その後、事業の移譲及び新規事業の受託など組織の体制も大きく変動しております。その間、毎年退職者が出るなど事務局体制も大きく変動しております。よって、業務体系の再構築を行うとともに、事務局体制の再整備を行います。

(2) 職員の研修体系の構築 [継続]

職員研修体系を構築し、職員の資質向上を図ります。特に、地域福祉のコーディネーター役を担える人材育成のための研修を検討・実施いたします。

3 財政基盤の強化と適正化

(1) 自主財源の確保と適正な財源充当 [継続]

福祉事業を展開するための財源確保を目的に、チャリティゴルフ大会等を実施します。

また、赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金活動については、平成 23 年度を目途に、制度改革が行われます。それに合わせて、協力機関の組織化や募金方法の見直しを検討し、募金額の増加を目指します。

さらに、各事業の費用対効果を検証し、財源の重点的な充当を図ります。

4 その他の取組み

(1) 統合管理システムの導入 [平成 20 年度より継続]

会員管理システム、たすけあい有償活動システム等の基本情報を一元管理・共有し、経費の削減を図ると共に、業務の更なる効率化を進めるため、平成 20 年度・21 年度に導入したたすけあい有償活動システム・会員会費システムの整備を進めるとともに、本年度はボランティアセンター登録者管理システムの導入に向けた準備を進めます。